

平成 29 年 7 月 14 日

株主および登録株式質権者 各位

東京都港区赤坂七丁目 8 番 5 号

株式会社ナイガイ

代表取締役社長 今泉 賢治

## 株式併合に関する公告

当社は、平成29年4月27日開催の第120回定時株主総会の決議に基づき、平成29年8月1日をもって株式併合を行いますので、会社法第181条の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

### 記

株式併合の割合	当社の株式10株につき1株の割合で併合する
株式併合の効力発生日	平成29年8月1日
効力発生日における発行可能株式総数	2,780万株

以 上

(ご参考)

1. 当社は、平成29年4月27日開催の第120回定時株主総会において、株式併合の効力発生日である平成29年8月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更を併せて決議しております。
2. 上記に伴い、平成29年7月27日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、1,000株から100株に変更されます。
3. なお、株主の皆様におかれましては、特段の手続きは必要ございません。